

少数会派の議運参加、政務活動費のネット公開 共産党市議団が議会改革の申し入れ

5月臨時会で、小出昭司議長(自民)・森ともお副議長(民主)が選出されました。日本共産党名古屋市議団は、6月8日、議長にたいして議会改革推進の申し入れを行いました。

政活費の領収書公開を早急に

2019年2月の議会運営委員会で公開する方向が確認され、2022年度から収支報告書はネット公開されています。しかし、領収書は未だに非公開です。議会基本条例で定めている「積極的に情報公開を進め……市民への説明責任を果たす」に則り、領収書のネット公開の速やかな実施を求めました。

議会運営委員会での発言を

名古屋市会の議会運営委員会の委員は、「5人以上の所属議員を有する団体」もしくは「他会派のすべてが会派と認めるもの」から選任するとされ、非交渉会派は傍聴しかできません。大阪市議会や京都市議会では、非交渉会派からも代表者の出席と発言を認めています。

議会基本条例で定めている「議会の運営に当たっては……議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する」に則り、少数会派の議運への参加と発言を求めました。

本会議質問の十分な発言時間

本会議における発言時間は、議案に対する個人質疑の発言時間はおおむね10分以内、討論時間は予算・決算を除いて2分以内ときわめて短時間です。「市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う」ために議会基本条例にある「議員平等の原則」に則り、本会議質問における会派別持ち時間制を廃止し、発言時間は平等にすることを求めました。



委員会資料等の市民への公開

議会基本条例第6条では、「議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する」としていますが、公開されていません。

議会の会議等で用いる資料のデータ化をすすめる、議員が会議中に端末機器で閲覧できるようにするとともに、個人情報を含むものや著作権侵害の恐れのあるもの以外の資料については原則として、会議の開会に間に合うようにすべてインターネット公開するよう求めました。

口頭陳情は請願の再審査でも

請願審査で行われている、請願人等による口頭陳情は、保留分の再審査ではおこなわれていません。請願審査がおこなわれる常任委員会は1年で改選されるため、再審査が行われる場合、新しく選任された委員は口頭陳情を聞くことなく審査にのぞむこととなります。請願書の文面だけでは分かりづらい詳細な内容や、請願提出時点からの変化を踏まえ最新の内容を委員が把握できるよう、再審査でも口頭陳情を認めることを求めました。

他、市民参加の第三者機関を設けて議員報酬額(制度値)を見直すことも求めました。